

■施設名（三次市体育施設（三次市みよし運動公園他2施設））

	質問事項	具体的な内容
1	事業計画書様式 1 団体の概要 添付書類について	管理運営実績について資料を添付することになっていますが、年間利用者数、収支計算書は直近事業年度1年分ですよろしいでしょうか。毎年度分ですと枚数がかかなり多くなってしまいます。また、資料保存年限が過ぎた管理施設については、収支計算書がありませんが、添付なしでよろしいでしょうか、それとも施設として掲載しない方がよろしいでしょうか。
	【回答】 実績資料については、直近事業年度1年分を提出してください。 掲載する施設については、資料の添付ができる施設を掲載してください。	
2	仕様書 P2 施設の使用許可等に関する事 予約システムについて	現在、本施設では現指定管理者が独自の予約システムを運用されていると見受けられます。 今後の管理運営の引継ぎにあたり、市民の利用利便性の向上および行政側の将来的な経費削減の観点から、広域連携システムである「ひろしま・やまぐち公共施設予約サービス」の導入・移行について、引継ぎ期間中または指定期間内において協議・提案をさせていただくことは可能でしょうか。
	【回答】 可能です。	
3	募集要項 7(1)ウ⑤「収支計画」及び 13 「指定管理料」関連	リース料について、現指定管理者の令和6年度事業実績では当初予算■■■■■円に対し、実績が■■■■■円となっている増額理由及び内訳をご教示ください。 ※開示請求された情報のため、黒塗りにしています。
	【回答】 市では詳細を把握していません、現指定管理者へお問い合わせください。	
4	仕様書 P4 施設・設備保守点検	仕様書において、コンピュータ機器、ビデオSYS、スタート装置設備保守点検は年1回実施することとされています。一方、情報公開により入手した現指定管理者の令和6年度事業報告書に添付されている年間作業報告書には、当該保守点検の実施

		記録が確認できませんでした。当該設備の保守点検について、当該保守点検は指定管理者が実施・費用負担する業務との認識でよろしいでしょうか。それとも、市が別途契約・費用負担のうえ実施している業務でしょうか。市が実施している場合は、公募時の指定管理料積算において、当該保守点検費用を見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。
	【回答】 指定管理者で実施していただく業務です。	
5	仕様書 P4 施設・設備保守点検	電光表示盤については今年度改修工事が予定されているとのことでしたが、仕様書では年1回の保守点検を実施することとされています。改修後の電光表示盤の保守点検については、市がメーカーと別途保守契約を締結し、その契約に定期点検が含まれるとの認識でよろしいでしょうか。それとも、指定管理者がメーカー等と保守契約を締結し、年1回の保守点検を実施・費用負担する業務との認識でよろしいでしょうか。また、市がメーカーと保守契約を締結し、定期点検が実施される場合は、公募時の指定管理料の積算において、当該保守点検費用を見込む必要はないとの理解でよろしいでしょうか。
	【回答】 改修後は、市で保守点検を行う予定です。公募時の指定管理料に保守点検費用を見込んでいただく必要はありません。	
6	募集要項 P 7 14利用料金に関する事項 (3) 利用料金の減免	三次市公園設置及び管理条例第18条、三次市体育施設設置及び管理条例第14条の規定では、市長が、必要があると認めたときは、使用料を減額し、又は免除することができる。となっていますが、その基準をご教示ください。 また、三次市公園設置及び管理条例第28条第3項第5号では、指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を減額し、又は免除することができる。となっていますが、承認を得ているものをご教示ください。
	【回答】 詳細な基準は定めていません。 三次市都市公園設置及び管理条例第 28 条の 4 第 3 号、三次市体育施設管理条例施行規則第 9 条の規定により指定管理者で定めていただくことになります。	

7	仕様書 4ページ施設の維持管理 植栽管理	対象施設における現在の「樹木台帳」のデータ (図面や一覧表など)をご提示いただくことは可能でしょうか。
	【回答】 みよし運動公園については、担当課窓口で関係図面を閲覧していただくことは可能です。ただし、現状と差異がありますのでご承知ください。 三次市営球場並びに酒屋体育館については、提示できる資料はありません。	
8	仕様書6(3)オ 利用者数の統計記録及び報告	提案内容の検討に当たり、利用実態を把握したいため、三次市みよし運動公園(酒屋体育館・三次市営球場を含む)の時間帯別(午前・午後・夜間又は時間単位)の利用者数実績(直近3年度程度)があればご提供ください。
	【回答】 時間帯別の実績は持ち合わせていません。	
9	仕様書5(2)「三次市との連携業務(行政財産の目的外使用許可)」関連	地域団体等との連携事業の提案検討のため、行政財産の目的外使用について、直近3年度の許可件数、使用内容、使用料収入の実績をご教示ください。
	【回答】 令和5年度、0件。 令和6年度、1件、携帯電話サービス用設備、使用料減免。 令和7年度、1件、公衆電話BOX、使用料780円。 以上のとおりです。	
10	質疑回答6 人員配置について	「契約社員1名、フルタイム職員3名、パートタイム職員10名」がそれぞれ担っている業務はどのような業務でしょうか。
	【回答】 現指定管理者へご確認ください。	
11	質疑回答30 施設概要における管理区域	現指定管理者へ問い合わせが競争性の観点から困難と考えられますので、三次市様からの情報提供を頂くことは可能でしょうか。
	【回答】 担当課窓口でも図面を閲覧することは可能です。	
12	質疑回答31 施設管理における備品について	現指定管理者へ問い合わせが競争性の観点から困難と考えられますので、三次市様からの情報提供を頂くことは可能でしょうか。

	【回答】 担当課窓口でもリストを閲覧することは可能です。	
13	質疑回答 37 自販機について	「市が設置許可しており、使用料はすべて市の収入」とご回答いただいておりますが、使用料とは、自動販売機の収入ではなく行政目的外使用料のことをさすという理解でよろしいでしょうか。
	【回答】 行政財産使用料を指します。 なお、電気使用料については指定管理者との取り決めにより指定管理者へ支払われます。	
14	募集要項 P4 エ 団体に関する書類	団体に関する書類については、すべて写しでよいという理解でよろしいでしょうか。
	【回答】 ご提出いただく正本1部、副本3部、電子データ1部のうち、正本については原本をご提出ください。その他については写しで問題ありません。	